

市政野名だより 第13号

発行者 野名すみよ 大王町波切108-1
平成21年10月発行 72-1320

政務調査費の使途 (H20)

公明会 48万円

所属議員 中川弘幸 出間敏和 (敬称略)

科目	決算額 (円)
インクカートリッジ等	27,404
公職選挙法・公明新聞等	72,245
議員研修 (津市)	6,000
視察費	374,351
合計	480,000

視察先	視察の内訳	
島根県 ・雲南市 ・海士町	交通費	38,418円
	宿泊費	15,000円×2名×2日
	日当	2,200円×2名×2日
	目的	町おこし・地域コミュニティ
姫路市 田辺市	宿泊費	13,900円×2名
	交通費	16,697円
	目的	ごみ焼却施設・再資源施設
熊本県 長崎市	交通費	175,026円
	宿泊費	6,955円×2名・14,650円×2名
	目的	マリン技研...水質浄化装置

フォーラム未来 149万5487円

所属議員 杉木弘明 西崎甚吾 山下弘 森 昶
上村繁子 谷口覚 山際優 (敬称略)

科目	決算額 (円)
議員研修	9,878
自治体情報誌	67,400
ホームページ等	86,920
コピー用紙	1,698
会派だより	551,622
視察費	777,969
合計	1,495,487

視察先	視察費の内訳	
島根県 ・雲南市 ・海士町	交通費	134,472円
	宿泊費	15,000円×7名×2日
	日当	2,200円×7名×3日
	目的	町おこし・地域コミュニティ
滋賀県 米原市	交通費	23,045円
	目的	コンポストセンター
東京都	交通費	174,060円
	宿泊費	9,450円×6名
	目的	社会福祉協議会 離島活性化研修会

姫路市 田辺市	交通費	50,092円
	宿泊費	13,900円×6名
	目的	エコパーク整備事業

志成会 80万8859円

所属議員 小森仁 小河光昭 森本紘正
杉本三八一 濱口三代和 (敬称略)

科目	決算額 (円)
会場使用料	36,050
お茶代 (1個100円)	36,900
コピー用紙	2,846
トナーキット	30,660
町づくり新聞等購入費	45,930
船代	4,300
垂れ幕印刷代	1,200
会派だより	650,973
合計	808,859

市議4年間の活動状況

議員氏名 (敬称略)	欠席	一般質問 4年=16回	政務調査費 受給額 (円)
小森 仁	2日	9回	685,709
小河光昭	6日	10回	685,709
森本紘正	2日	9回	685,709
濱口三代和	4日	9回	685,709
杉本三八一	3日	8回	685,709
中川弘幸	1日	16回	780,000
出間敏和	1日	16回	780,000
杉木弘明	6日	2回	753,641
谷口 覚	2日	9回	753,641
上村繁子	1日	10回	753,641
西崎甚吾	3日	16回	753,641
森 昶	5日	15日	753,641
山際 優	5日	10回	685,476
山下 弘	12日	7回	613,641
坂口 洋	6日	16回	249,721
松尾忠一	1日	16回	311,835
小田幸道	6日	14日	0
森本雅太	11日	14回	0
中村八郎	2日	9回	0
三橋文夫	43日	5回	0
畑美津子	10日	10回	0
廣岡安吉	6日	9回	0
高岡英史	0	7回	0
西尾種生	15日	7回	0
大口秀和	5日	9回	0
野名澄代	0	16回	0

- ・政務調査費...平成18年4月~平成21年9月まで
- ・遅刻・早退...記載していません。
- ・辞職大口秀和市議 平成20年9月末
三橋文夫市議 平成21年4月末

三重県の南勢志摩水道 平成 22 年度に志摩市へ移譲

大口市長は本年 3 月 30 日に、三重県企業庁所管の南勢志摩水道を志摩市へ移譲するとした基本合意書を締結していました。実施日は平成 22 年 4 月 1 日。

本来、基本合意書の締結といった重要な事案は、締結する前に議会の理解を得るべきだと思いますが、9 月定例会直前まで議会に正式な説明はされていません。水道事業を県から志摩市が引き継ぐことが有利なのか、私なりに整理してみました。

問題点

施設の耐用年数は管理棟 9 年・事務所 16 年・貯水施設 13 年と短い。また、送水管・導水管は 40 年の耐用年数を過ぎているため、将来この改修等に多額の財源が必要となるが財源は志摩市の負担。借金約 25 億円を引き継がなければならない。将来、大規模な施設の改修や人口減による水道使用量の減少から水道料金の値上げが懸念される。

大口市長「10 年で 75 億円の得」

大口市長は「県に支払っていた年間受水費 10 億円が 2 億 5 千万円に減額されるから 7 億 5 千万円の得になる。10 年で 75 億円の得になるから、県からそれ以上の支援は至難の技だと思う。施設の改修は企業庁の留保資金 10 億円で、志摩市に委譲する前に耐震補強をする。送水管・導水管は耐用年数を過ぎているが、現在、漏水といったことがないので、半永久的に大丈夫だと認識している。県から志摩市に移譲されることで水道料金は値下げできる」と答えました。

議会は賛成せず継続審査と判断

平成 22 年度の資料から計算すると、これまで志摩市が企業庁に支払っていた年間受水費約 10 億円は 2 億 4800 万円に減額されますが、人件費を含めた経常経費 8 億 8000 万円と企業庁から引き継いだ借金約 25 億円の年間返済額 1 億 5 千万円を加算すると、大口市長の言う「年間 7 億 5 千万円の得」にはなりません。さらに将来、老朽化した施設や耐用年数の過ぎた管路の大規模改修費を想定したとき、この施設が志摩市の足かせにならないかと私は危惧しています。

議会はこの関連議案に全員賛成せず、「その重要性により審査検討が必要」と判断しました。

市議 4 年間における 私の活動の成果

私はこの 4 年間、議会・行政の無駄遣いを厳しく監視してきました。福祉の充実・教育環境の整備・産業や観光の振興等々、実現したくても財源がなければ何もできないからです。

ですが少数意見はなかなか採り入れてはもらえません。私は『野名だより』で問題点を訴え、世論の力でいくつか改善させていただきました。市議 4 年間、私の活動の成果と今後の課題を取り上げてみました。

庁舎建設

「庁舎建設は市の財政を圧迫するから、三重県庁舎を購入して改修する費用と建設費用を試算したうえで、慎重に検討すべき」と私は提言してきました。しかし、大多数の建設推進派の議員の声に押され、比較検討しないまま庁舎が建設されてしまいました。

庁舎建設の確定後、私は簡素で強固な庁舎の建設に方向転換し、エスカレーター・屋上庭園・展望ロビー等の見直しを提言。エスカレーターの設置のみがとりやめになりました。立派な志摩市の庁舎。この庁舎を見上げながら、市民はその借金を背負っていかなければならないのが残念です。

議会改革

議会改革は、地方自治法や条例を列挙した形ばかりのものであってはなりません。私は“市議は市民の代表”を念頭に議会改革に取り組んできました。

- 1 議員定数 6 名減を提案後、今選挙から 4 名減の 22 名に削減されました。次の選挙ではもう 2 名の削減が必要だと思っています。
- 2 政務調査費の廃止を求めてきましたが、平成 21 年 4 月から次のように改善されました。
 - ・政務調査費月額 2 万円 1 万円
 - ・宿泊費 1 泊 1 万 5 千円 上限 1 万 2 千円の実費
 - ・視察の日当 2200 円 廃止「税金で選挙の事前運動だ」と批判の多い会派だよりは、議員の良識に委ねざるをえませんでした。
- 3 議員報酬の削減を提案しましたが、議員間の温度差があり、賛同は得られませんでした。
- 4 税金を使った慶弔費は現職本人のみとし、他（配偶者・血族・元職など）に必要な場合は互助会で判断すべきであると主張してきましたが、賛同してもらえませんでした。

大王町の合併優先事業に着手

合併優先事業とは、旧 5 町が決められた予算内で要望した事業を、新市が優先して実施するとした合併の重要な約束事です。

大王町は船越保育所の移転・波切保育所・波切小学校の大規模改修を上位 3 番までにあげています。ところがこの優先事業に入っていない保育所や学校が整備されていくのに、大王町の合併優先事業は放置されたままで、波切自治会の要望に対する回答も「今後の施策の参考とします」だけでした。

私は合併に調印した責任者として、これまで何度も「合併の約束が守られていない」ことを取り上げ正してきました。4 年目にして、やっと大口市長から「合併の約束は尊重する。波切小学校の東側校舎は平成 25 年を目途に新築する。船越保育所と波切保育所は平成 26 年を目途に整備する」との答弁を得ました。

合併の約束は町と町との信義の問題として、市長が誰であっても守っていただきたいと思います。

野名だより第 12 号の竹内全市長は前市長、体內的は対内的の誤りでした。ここにお詫びし訂正いたします。

続 600 万円免除の怪？

大口市長は調査せず

『野名だより第 12 号』では浜島温泉協同組合が納付していた湯の最低補償費月額 50 万円が、わけもなく消えてしまった問題を取り上げました。今回は、これに対する議会の対応と大口市長の回答を報告します。

全議員が市長に見解を求める

大口市長の答えた「口頭での変更契約は法的に有効」を議会は認めるのか。私は議員全員で協議してほしいと議長に書面で要望。後日議員総会が開かれ、下記のような内容の質問状を送って大口市長の見解を質すことになりました。

市長への質問状の内容（要約）

- 1 詳細な説明がされていない中で議会が承認したことについて、「これらの議決の事実により、組合の要望に対し黙示の承諾がなされた」という答弁は、議会の権限（監視権）にも影響を及ぼす。また議会への責任転嫁とも受け取れる。
- 2 志摩市契約規則第 28 条 3 項に規定されているにもかかわらず、書面によらない契約（変更契約）を市長は「対内的にはともかく、対外的には有効である」と正当化している。この書面によらない変更契約を元に戻す考えはないか。また、大口市政は今後も契約等において、この手法を正当化して実施するのか。

市長回答は「一般質問で議論」

「市議会において、一般質問があれば、その場で議論したいと考えております。」

これが市長の回答全文です。議会が市長に見解を質したことについてまったく解答をしていない、つまり議会無視です。

市と浜島温泉協同組合とで締結された覚書による湯の最低補償費月額 50 万円の納付が、担当部局や議会に知らされずに免除されていたことが、法的に有効と主張する大口市長。今後、市長権限でこの手法を正当化して実施するのかという議会の質問状にも回答をしませんでした。

調査特別委員会設置が必要

このようなことが常態化すると、議会の監視権は機能しなくなり、市長の独走を許すことになります。議会が持っている調査権を行使して調査特別委員会を設置し、事実の解明をしなければ議会の存在そのものが問われます。